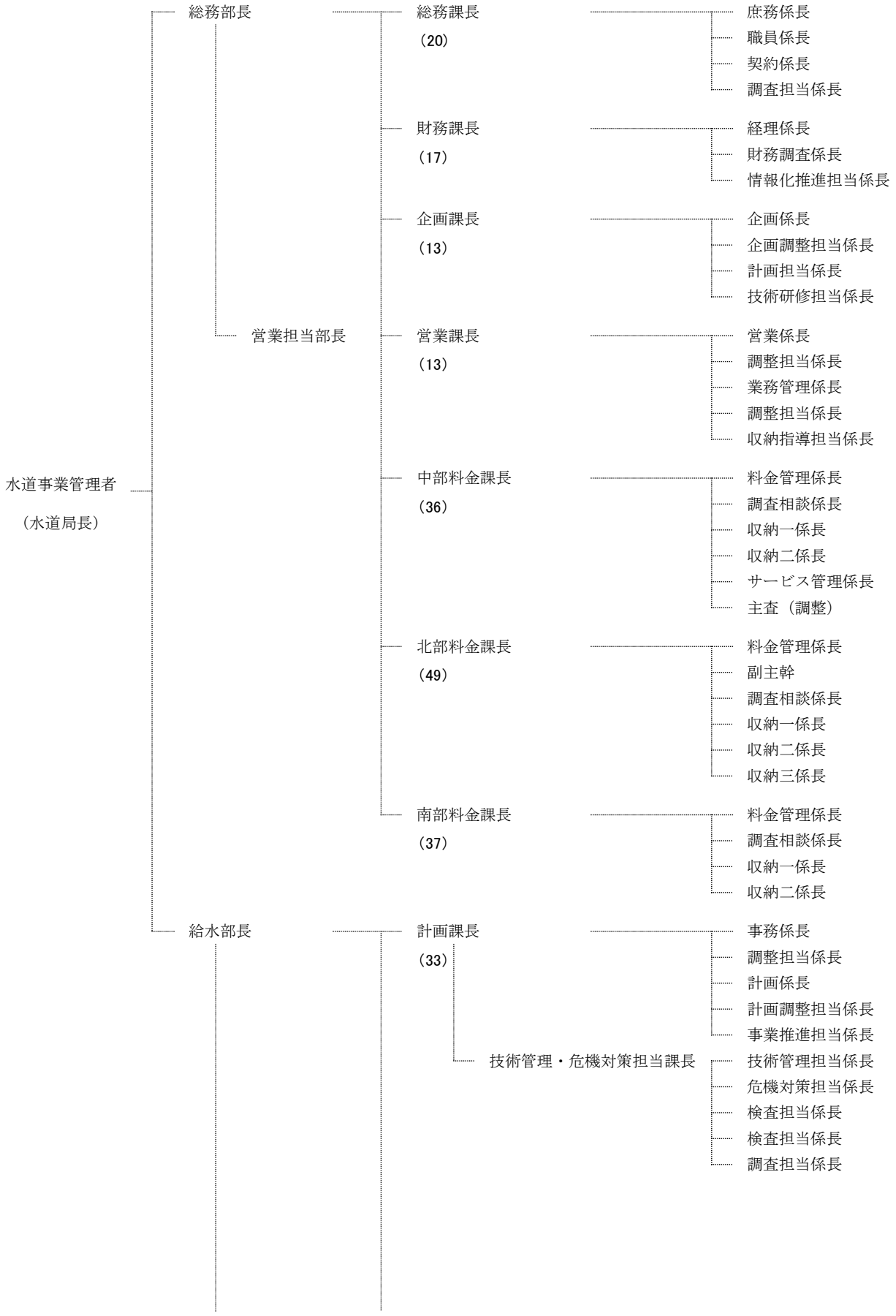
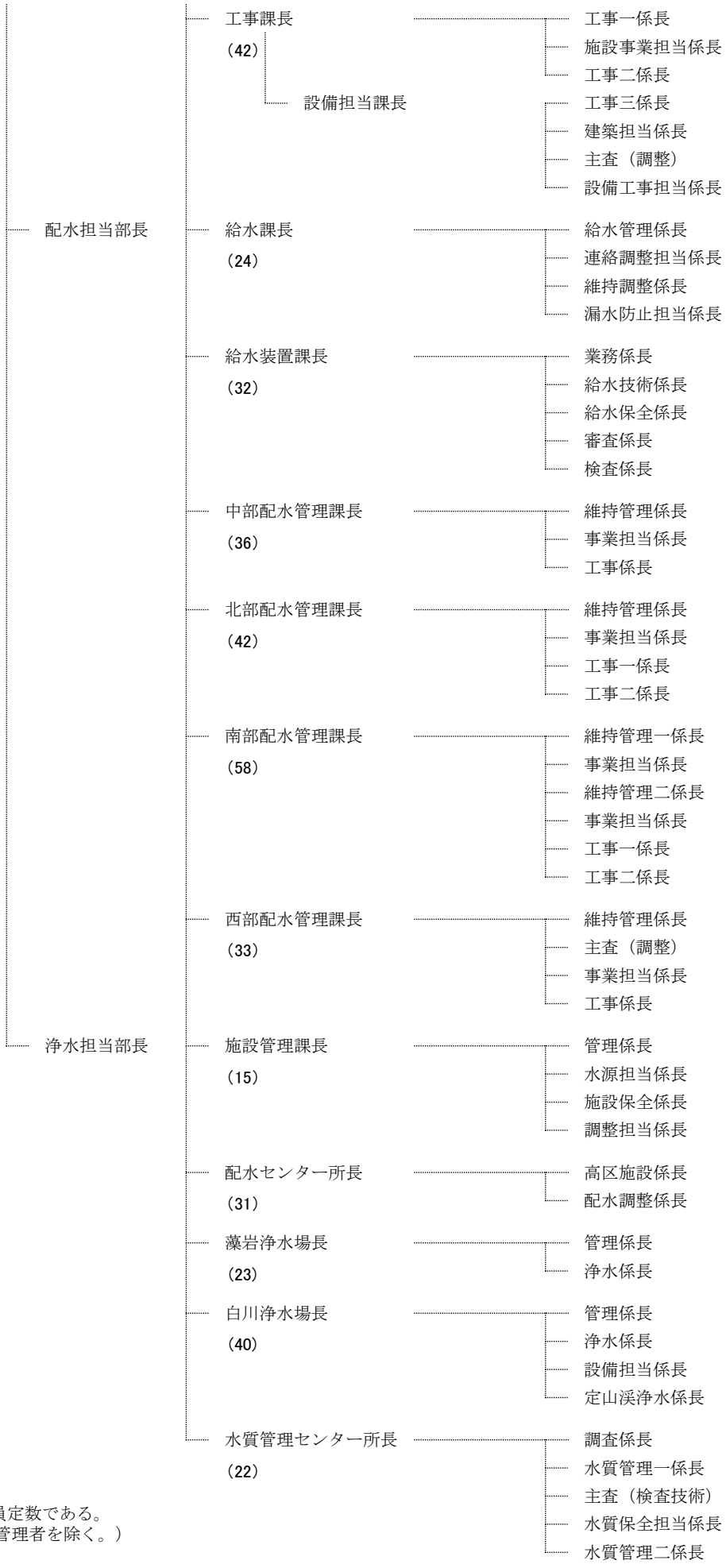
Ⅷ 組織

1．札幌市水道局組織図

令和8年3月31日現在





注）（ ）内の数字は、職員定数である。
職員定数　　合計　616名（管理者を除く。）

2. 事務分掌　（令和8年3月31日 現在）

（総務部）

総　務　課

(1) 局所管事務の運営管理に係る総括調整に関すること。
(2) 重要文書の審査及び例規の編さんに関すること。
(3) 公印の管理及び局内文書の収受発送に関すること。
(4) 本局庁舎の維持管理及び庁中取締りに関すること。
(5) 広報（災害その他の非常時におけるものに限る。）及び広聴に関すること。
(6) 市議会及び委員会に関すること。
(7) 職員の進退、身分及び給与に関すること。
(8) 職員の衛生管理及び安全管理に関すること。
(9) 労働組合に関すること。
(10) 職員の福利厚生に関すること。
(11) 工事又は製造の請負契約及び設計、工事監理、地質調査又は測量の委託契約並びに業務委託契約に関すること。
(12) 物件の購入、修繕及び借受けの契約に関すること。
(13) 工事又は製造の請負に係る検査立会い及び受渡しに関すること。
(14) 物品の総括管理に関すること。
(15) 不用品(水道資材を除く。)の受払い、保管及び処分に関すること。
(16) 局内他部及び部内他課の主管に属しないこと。

財 務 課

(1) 予算、決算及び財源調査に関すること。
(2) 金銭の収支及び出納に関すること。
(3) 財政計画及び資金計画に関すること。
(4) 部内経理の総括及び調整に関すること。
(5) 水道料金制度に関すること。
(6) 経営分析に関すること。
(7) 業務の調査及び改善に関すること。
(8) 業務状況の公表に関すること。
(9) 財産(物品を除く。)の総括管理に関すること。
(10) 水道事業に係る情報化の推進に関すること。

企 画 課

(1) 水道事業に係る中・長期の基本計画に関すること。
(2) 水道事業に係る広報に関すること（総務課の所管に係るものを除く。）。
(3) 水道記念館の管理運営に関すること。
(4) 水需給計画に関すること。
(5) 事業運営手法の調査研究に関すること。
(6) 環境施策に関すること。
(7) さっぽろ水道サービス協会に関すること。
(8) 職員の研修に関すること。
(9) 海外技術研修の企画及び実施に関すること。

営 業 課

(1) 水道料金(臨時に水道を使用する場合を除く。)の統括に関すること。
(2) 水道使用の普及宣伝に関すること。
(3) 各料金課業務の調査研究及び連絡調整に関すること。
(4) 検針制度の調査、研究及び企画に関すること。
(5) 水道料金システム並びにその関連システムの管理及び改良に関すること。

各料金課（中部・北部・南部）

(1) 水道使用に係る届出等の受付及び処理に関すること。
(2) 水道料金(臨時に水道を使用する場合を除く。)の収入及び滞納整理に関すること。
(3) 水道メーターの点検及び使用水量の認定に関すること。
(4) 水道使用(臨時に使用する場合を除く。)の監理に関すること。
(5) 下水道使用料の徴収及び滞納整理に関すること。

(給水部)

計 画 課

(1) 施設整備事業に関すること(施設管理課の所管に係るものを除く。)。
(2) 施設整備事業に伴う用地取得及び許・認可に関すること。
(3) 水源の調査研究に関すること。
(4) 近隣の市町村との連絡管の整備に関すること。
(5) 水道水源の保全に関すること。
(6) 白川浄水場改修計画に関すること。
(7) 水道施設工事の施行技術に係る調査研究に関すること。
(8) 工事等の設計審査及び検査に関すること。
(9) 局の危機管理及び防災に関すること。
(10) 札幌市水道施設整備事業評価委員会の庶務に関すること。
(11) 部内経理の総括及び調整に関すること。
(12) 部内他課(配水センター、浄水場及び水質管理センターを含む。)の主管に属しないこと。

工 事 課

(1) 水道施設及び水道局庁舎の建設及び改修の実施計画並びにこれらに係る工事の設計及び施行に関すること。
(2) 配水管工事の調査、設計及び施行並びにこれらに係る連絡調整に関すること。

給 水 課

(1) 給・配水管工事の計画調整に関すること。
(2) 給・配水管工事関係業務及び給水装置工事関係業務の連絡調整に関すること(工事課の所管に係るものを除く。)。
(3) 給・配水管工事関係及び給水装置工事関係の諸統計の作成に関すること。
(4) 配水管及び給水装置の維持管理計画並びにこれに係る連絡調整に関すること。
(5) 給・配水管の維持に係る調査研究に関すること。
(6) 配水調整に係る計画及び連絡調整に関すること。
(7) 水道メーターに係る調査研究及び審査に関すること。
(8) 給・配水管用材料等の調査、研究、改良開発及び審査に関すること。

(9) 漏水防止対策に関すること。
(10) 貯蔵品の調達計画、需給調整及び出納保管に関すること。
(11) 貯蔵品並びに総務部長が指定した直払品及び固定資産の検収に関すること。
(12) 不用品(水道資材に限る。)の受払い、保管及び処分に関すること。
(13) 道路占用許可申請に関すること。

給水装置課

(1) 給水装置工事の設計及び施行に関すること。
(2) 給水装置材料等の調査、研究及び改良開発に関すること。
(3) 給水装置工事関係業務の調査、研究及び企画に関すること。
(4) 指定給水装置工事事業者に関すること。
(5) 開発行為等に伴う給水管工事等に係る指導及び連絡調整に関すること。
(6) 給水装置工事の相談、申込み等の受付、設計審査及び検査に関すること。
(7) 給水装置工事の設計審査及び検査に伴う手数料、給水装置に係る加入金並びに臨時に水道を使用する場合の水道料金の収入に関すること。
(8) 貯水槽水道等に係る指導に関すること。

各配水管理課(中部・北部・南部・西部)

(1) 給・配水管工事の調査、設計及び施行に関すること(工事課の所管に係るものを除く。)。
(2) 配水管及び給水装置の維持管理に関すること。
(3) 水道メーター取替工事の設計及び施行に関すること。
(4) 給水装置の相談に関すること(給水装置課の所管に係るものを除く。)。
(5) 給・配水管工事に係る収入金の収入に関すること(給水装置課の所管に係るものを除く。)。

施設管理課

(1) 水道施設(配水管を除く。)に係る運用計画及び調査研究に関すること。
(2) 配水センター、浄水場及び水質管理センターの連絡調整に関すること。
(3) 水源に係る関係機関との連絡調整及び水利に関すること。
(4) 水道施設(配水管を除く。)及び水道局庁舎に係る耐震化及び保守保全に関すること(工事課の所管に係るものを除く)。
(5) 浄水場及び高区配水施設に係る施設整備事業に関すること。
(6) 水道施設(配水管を除く。)の設備更新計画に関すること。

配水センター

(1) 送・配水施設及び高区配水施設に係る維持管理に関すること。
(2) 配水量の調整及び管理運用の総括に関すること。
(3) 配水情報の管理及び解析に関すること。

藻岩浄水場

(1) 藻岩浄水場、西野浄水場及び宮町浄水場の浄水並びにこれらの浄水場の運営管理に関すること。

白川浄水場

(1) 白川浄水場及び定山渓浄水場の浄水並びにこれらの浄水場の運営管理に関すること。

水質管理センター

(1) 水質の試験及び調査研究に関すること。
(2) 水道水源の水質保全に関すること。

3. 職員配置表

（令和８年３月31日現在）

部別	課別	定員	現員				備考
			事務職員	技術職員	その他の職員	計	
管理者		1 人	0 人	1 人	人	1 人	
総務部	総務部長・営業担当部長	2	2			2	
	総務課	18	18	2		20	
	財務課	17	18			18	
	企画課	13	5	8		13	
	営業課	13	18			18	
	中部料金課	36	35			35	
	北部料金課	49	47			47	
	南部料金課	37	36			36	
	計	185	179	10		189	
給水部	給水部長・配水担当部長・浄水担当部長	3		3		3	
	計画課	30	9	21		30	
	工事課	42		42		42	
	給水課	24	2	20		22	
	給水装置課	32	8	25		33	
	中部配水管理課	36	2	33		35	
	北部配水管理課	42	2	37	1	40	
	南部配水管理課	58	2	52	2	56	
	西部配水管理課	33	2	27	2	31	
	施設管理課	15		18		18	
	配水センター	31	1	30		31	
	藻岩浄水場	23	1	22		23	
	白川浄水場	40	2	36	1	39	
	水質管理センター	22	1	21		22	
	計	431	32	387	6	425	
合計		617	211	398	6	615	

注）管理者は、技術職員の欄に記載した。

4. 年齢別・勤続年数別職員構成表

（1） 年齢別職員構成表

区分 / 年齢別	事務職員		技術職員		その他の職員		合計		構成比率（%）	
	R7.3.31	R8.3.31	R7.3.31	R8.3.31	R7.3.31	R8.3.31	R7.3.31	R8.3.31	R7.3.31	R8.3.31
20才未満	0	0	3	3	0	0	3	3	0.5	0.5
20才以上～25才未満	1	0	28	28	0	0	29	28	4.7	4.6
25 〃 ～30 〃	16	23	48	51	0	0	64	74	10.4	12.0
30 〃 ～35 〃	29	23	73	67	0	0	102	90	16.5	14.6
35 〃 ～40 〃	13	15	61	57	0	0	74	72	12.0	11.7
40 〃 ～45 〃	13	14	41	43	0	0	54	57	8.7	9.3
45 〃 ～50 〃	21	24	36	39	0	0	57	63	9.2	10.2
50 〃 ～55 〃	34	31	31	33	0	0	65	64	10.5	10.4
55 〃 ～60 〃	43	49	38	34	5	5	86	88	13.9	14.3
60才以上	38	32	45	43	1	1	84	76	13.6	12.4
合計	208	211	404	398	6	6	618	615	100.0	100.0
平均年齢（歳月）	48歳6月	48歳0月	41歳4月	41歳3月	57歳5月	58歳5月	43歳11月	43歳9月	—	—

注1）管理者は、技術職員として集計している。
注2）構成比率について、数値の端数を四捨五入しているため、計算が一致しない場合がある。

（2） 勤続年数別職員構成

区分 / 勤続年数別	事務職員		技術職員		その他の職員		合計		構成比率（%）	
	R7.3.31	R8.3.31	R7.3.31	R8.3.31	R7.3.31	R8.3.31	R7.3.31	R8.3.31	R7.3.31	R8.3.31
1年未満	3	2	0	3	0	0	3	5	0.5	0.8
1年以上～2年未満	0	9	17	24	0	0	17	33	2.8	5.4
2 〃 ～ 4 〃	14	8	46	42	1	1	61	51	9.9	8.3
4 〃 ～ 6 〃	19	15	43	43	0	0	62	58	10.0	9.4
6 〃 ～10 〃	16	17	70	54	0	0	86	71	13.9	11.5
10 〃 ～15 〃	25	24	71	84	0	0	96	108	15.5	17.6
15 〃 ～20 〃	18	12	40	42	0	0	58	54	9.4	8.8
20 〃 ～25 〃	18	22	26	29	0	0	44	51	7.1	8.3
25 〃 ～30 〃	11	22	10	8	1	1	22	31	3.6	5.0
30年以上	84	79	81	70	4	4	169	153	27.3	24.9
合計	208	210	404	399	6	6	618	615	100.0	100.0
平均勤続年数（年月）	21年4月	22年5月	14年11月	14年4月	27年0月	28年0月	17年2月	17年3月	—	—

注1）管理者は、技術職員として集計している。
注2）構成比率について、数値の端数を四捨五入しているため、計算が一致しない場合がある。
注3）暫定再任用職員は、暫定再任用職員として採用された日からの勤続年数を集計している。

5. 給与支給状況

（１）給料及び諸手当　　（単位：円）

種目＼区分		事務職員	技術職員	その他の職員	合計
支出人員（人）		2,526	4,847	72	7,445
給料	金額	863,631,133	1,497,543,576	25,232,723	2,386,407,432
	平均	341,897	308,963	350,454	320,538
扶養手当		18,430,604	47,536,506	282,000	66,249,110
地域手当		35,725,289	63,135,442	1,020,586	99,881,317
基本給〈小計〉		917,787,026	1,608,215,524	26,535,309	2,552,537,859
その他の手当		497,666,601	927,744,894	12,308,525	1,437,720,020
合計		1,415,453,627	2,535,960,418	38,843,834	3,990,257,879

（２）　平均給与額　　（単位：円）

種目＼区分	支給総額	1人当たり 平均支給月額	１人当たり 平均支給年額
給料	2,386,407,432	320,538	3,846,459
扶養手当	66,249,110	8,898	106,782
地域手当	99,881,317	13,416	160,991
その他の手当	1,437,720,020	193,112	2,317,346
合計	3,990,257,879	535,965	6,431,578

注１）管理者を含む。
注２）年間延支給人員　　7,445　人
注３）平均給与額について、数値の端数を四捨五入しているため、計算が一致しない場合がある。